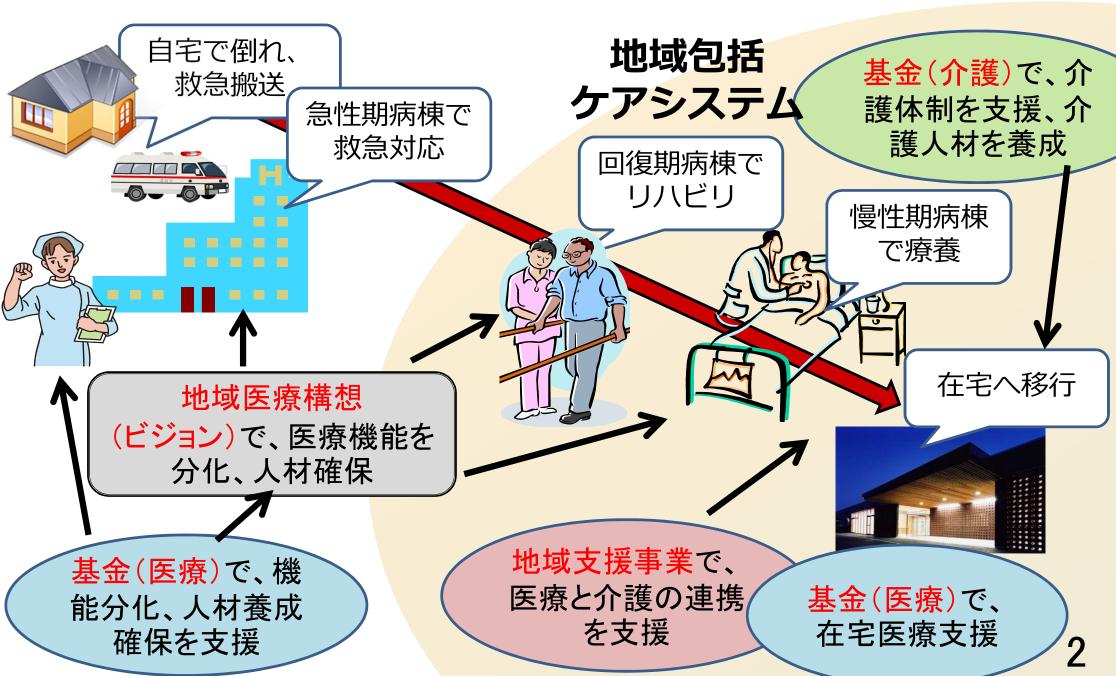


医療・介護の総合的な確保を考える上での視点について

日本医師会 副会長 今 村 聡

医療と介護の総合的な確保に向けて



「地域医療介護総合確保基金」と「介護保険地域支援事業」との関係

都道府県

地域医療介護総合確保基金

医療分(904億円)

- ・医療従事者の確保・養成に関する事業
- ・在宅医療の推進に関する事業
- 病床の機能分化・連携に関する事業

介護分(724億円)

(平成27年度~)

- •介護施設等の整備に関する事業(634億円)
- ・介護従事者の確保に関する事業(90億円)



共に在宅医療に関する事業が存在するが、 都道府県事業と市区町村事業の棲み分けは?

介護保険 地域支援事業

市区

町

在宅医療•介護連携推進事業 (平成27年度~)

※8つの取組から構成されており、それぞれ委託可能

公費26億円(国:13億円、地方13億円)(平成27年度予算)

平成26年 介護保険法改正(医療介護総合確保推進法) 新しい地域支援事業の全体像

!【財源構成】

国 25%

!都道府県 12.5%

¦市町村 12.5%

!1号保険料 21%

2号保険料 29%

【財源構成】

地域支援事業

国 39.5%

都道府県 19.75%

i市町村 19.75%

1号保険料 21%

介護保険制度 <現行>・

<見直し後>

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

現行と同様

介護給付(要介護1~5)

介護予防給付(要支援1~2)

事業に移行

全市町村で写 施

> 多 様

> > 充•

実

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 〇 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス
 - ・ 诵所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

包括的支援事業

介護予防事業

〇二次予防事業

〇一次予防事業

- 〇地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

又は介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合

は、上記の他、生活支援サービスを含む

要支援者向け事業、介護予防支援事業

包括的支援事業

- 〇 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)

○ 生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

- 〇 家族介護支援事業
- 〇その他の事業

任意事業



- 〇 介護給付費適正化事業
- 〇 家族介護支援事業
- 〇 その他の事業

任意事業

地域支援事業

【厚生労働省老健局資料よけ】

介護保険 地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)



制度化までの経緯と概要

- ○医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度~平成27年度)により一定の成果を得た。 それを踏まえ、平成27年度より介護保険法の中で制度化を行う。
- ○介護保険法の地域支援事業に位置づけ、<u>市区町村が実施主体となり、郡市</u>区医師会等と連携しつつ取り組む。
- ○実施可能な市区町村は<u>平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全</u> ての市区町村で実施する。
- ○8事業から構成され、それぞれの<u>事業を郡市区医師会等</u>(地域の中核的医療機関や他の団体を含む)<u>に委託することも可能</u>。
- ○都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援する。

介護保険 地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)



事業項目と取組例

(実施主体は市町村。各事業は委託可能)

①地域の医療・介護の資源の把握

- ・地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化。
- ・必要に応じて、連携に有用な項目(在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等)を調査。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討。

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進。

④医療・介護関係者の情報共有の支援

- 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援。
- ・在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用。

介護保険 地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)



事業項目と取組例

(実施主体は市町村。各事業は委託可能)

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

⑥医療・介護関係者の研修

- ・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得。
- ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等。

<u>⑦地域住民への普及啓発</u>

- ・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催。
- ・パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発。

<u>⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</u>

・同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討。



地域支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」は、 平成27年度より、順次実施される。(平成30年度にはすべての市区町村で実施)

まず各地域で確認すべきは、その市区町村が、

- ■いつから事業を開始する予定なのか。
- ■8事業をすべて同時に行うのか、バラバラに行うのか。
- ■どの事業を委託することを考えているのか。
- 行政の窓口となる部署はどこか。 (介護保険の事業であるが、在宅医療が関わるため。)



医療・介護の総合的な確保、ひいては地域包括ケアシステムの構築に向けては、個別の財源・制度・事業のみで解決策を導き出そうとするのではなく、全体像を念頭に置き、それぞれの整合性を取りつつ考えていくべきである。